

文部科学省
警察庁
厚生労働省
国土交通省

通学路における緊急合同点検等実施要領

1. 実施対象

全ての公立小学校及び公立特別支援学校小学部の通学路
(学校敷地外に放課後児童クラブがある公立小学校については、当該放課後児童クラブの児童が来所・帰宅する際の経路を含む。)
※公立特別支援学校小学部については、通学方法に応じて、点検箇所を選定すること。

国立及び私立の小学校の通学路については、各学校及び学校の設置者の判断により、実施すること。また、小学校及び特別支援学校小学部以外の公立学校並びに小学校以外の国立学校及び私立学校についても、地域や学校の実情等を勘案し、必要に応じて実施すること。

実施する場合は、必要に応じ当該学校の所在する市町村教育委員会に相談すること。

2. 実施主体

教育委員会・学校、子供・保護者、見守りに関する地域住民、警察、自治体、地方整備局、道路管理者、放課後児童クラブ関係者等

3. 実施期間

下記4.(1)及び(2)について、平成30年9月末までに実施すること。

4. 実施内容（別紙1 フローチャート図 参照）

(1) 学校・保護者等による危険箇所の抽出

学校・保護者等は、警察や見守り活動を行う団体など他の実施主体から、危険箇所や見守り実態等に関する情報（通学路における子供を対象とした犯罪等の発生状況や見守りが十分に行き届いていない場所に関する情報等）の提供を受けた上で、通学路の点検を実施し、防犯の観点から危険があると認められる箇所（以下、「危険箇所」という。）を抽出し、その対策に複数の関係者との確認・協議が必要な箇所（解決策が明白でなかったり、直ちに対策を講じることが困難と考えられる箇所）について、市町村教育委員会（特別支援学校小学部については当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会。以下同じ。）に報告すること。一方、その他の危険箇所については、学校が対策の実施主体に対応を依頼すること。

なお、危険箇所の抽出に当たっては、地域の実情に応じて別紙2に掲げる観点を参考とすること。

また、必要に応じて放課後児童クラブ等と情報共有を図り、特に、夕方や夜間に帰宅することもある放課後児童クラブの特性を踏まえ、夕方等における危険箇所の把握にも努めること。

※ 本年度、既に通学路の点検等を実施し、危険箇所を抽出している場合は、その実施内容や状況等に応じて、その結果をもって危険箇所の抽出に代えることができる。

また、「子供110番の家・車」の運営主体である警察、教育委員会・学校、自治体等が、「子供110番の家・車」の実態を確認し、その表示等が実態に合ったものとなるよう運営主体において対応すること。併せて、交番や「子供110番の家・車」等の子供の一時的な保護を行う場所について、学校・保護者等による児童生徒等への指導に生かすこと。

(2) 合同点検の実施及び対策が必要な箇所の抽出

(1) で市町村教育委員会に報告した危険箇所について、合同点検を実施すること。合同点検には、抽出した危険箇所の状況に応じた2.の実施主体に加え、必要な関係機関等に参加を要請すること。

合同点検の実施後は、合同点検に参加した関係機関等で協議の上、点検した箇所のうち、対策が必要な箇所を抽出すること。

その際、例えば地域安全マップの作成等を通じ、危険箇所を「見える化」して情報共有し、環境の整備・改善につなげやすくするとともに、こうした作業過程を通じ、関係者の連携を実質的に深めること。

※ 本年度、既に関係機関等が合同で通学路の点検等を実施している場合には、その実施内容や状況等に応じて、その結果をもって合同点検及び対策が必要な箇所の抽出に代えることができる。

(3) 対策案の作成

(2)で抽出した対策が必要な箇所について、合同点検に参加した関係機関等において協議し、別紙3を参考にするなどして、対策案を作成すること。

なお、協議の際は、対策内容に応じた関係機関に参加を要請するなど、協議が円滑に行われるよう配慮すること。

(4) 対策の実施

市町村教育委員会・学校、警察、自治体、地方整備局、道路管理者、放課後児童クラブ関係者等は、(3)で作成した対策案に従って対策を実施するとともに、必要な関係機関に対策を要望するなど、計画的に対策を実施すること。その際、

市町村教育委員会及び学校は、見守りボランティアや保護者等とも連携し、対策状況の情報共有等を図るものとする。

5. 実施結果の報告

市町村教育委員会は、合同点検の実施結果等について、都道府県教育委員会による取りまとめを経て、文部科学省に報告すること。